

事 務 連 絡
平成 28 年 8 月 29 日

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部長 様

兵庫県県土整備部まちづくり局
都市政策課土地対策室長

宅建業免許における親子代替の取扱いについて（通知）

本県宅地建物取引行政の推進につきまして、平素から格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、下記のとおり事務を統一することとしましたので、貴団体加盟の個人業者に周知くださいますよう、よろしく願います。

記

1 内容

親が個人事業主として宅建業免許を持って営業しているが、同一の屋号・事務所を用いて別人格である子に事業承継を行う場合について、親の廃業届を子の新規申請日の前か、遅くとも同日付けで受理のうえ、子に対する新規許可の審査をする事務に統一する。

2 適用開始

平成 28 年 8 月 29 日（月）申請受付分以降

3 その他留意事項

（1）個人事業主の場合、免許は各個人に対して与えられるものであることから、事務所所在地及び専任取引士をそれぞれ別にすれば、別の商号（同一商号は認められないため。親の廃業後の商号変更は可能）でそれぞれが免許を取得することは可能であり、事務所スペースを明確に区分すれば所在地が同一であっても子の新規免許申請を行うことは可能であること。

（2）子の免許が下りた段階で、親の廃業届が提出されれば、子からの変更届により、親の商号や事務所スペースの使用等が可能となること。なお、この場合、親からの廃業する旨の事前の誓約は不要であること。